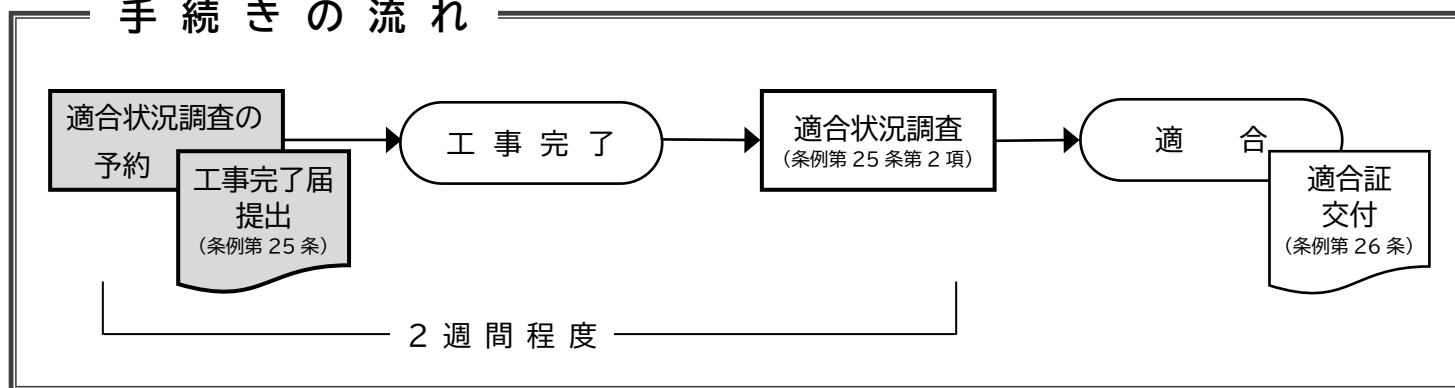


豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例 工事の完了の届出等の手続きについて

手 続 きの 流 れ



1. 適合状況調査の予約、工事完了届提出について

- ◆ 条例第25条に基づき適合状況調査を現地にて行いますので、適合状況調査日をご予約の上、工事完了届の提出を適合状況調査の2週間前までにお願ひします。※予約は電話で承ります。
- ◆ 計画変更があった場合は事項変更届の提出をお願ひします。(大きな変更がない限り、工事完了届と同時提出で問題ございません。)
- ◆ 景観条例対象の場合は同日に調査します。景観条例窓口の都市計画課に予約の連絡は不要です。公園緑地課(みどりの条例)、清掃事務所(ごみ・再生資源の保管施設)の検査は別途予約をお願ひします。

2. 適合状況調査について

- ◆ 適合状況調査では、条例対象部分の目視確認を行います。
- ◆ 目視ができない箇所(手すりの下地補強等)は写真の提出をお願ひします。
- ◆ 建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証の写しの提出をお願ひします。

【適合状況調査の予約・お問い合わせ先】

豊島区建築課 紛争調整グループ

電話:03-3981-1391

(みどりの条例)

豊島区公園緑地課 緑化推進グループ

電話:03-3981-4940

(ごみ・再生資源の保管施設)

豊島清掃事務所 作業グループ

電話:03-3984-9681